

○厚生労働省告示第三百号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十一号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一次に掲げる告示の規定中「第十二条の四第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

一 消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成十七年厚生労働省告示第二百二十八号) 第一の二

二 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号) 第一号イ(1)イ、b

三 基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号) 第九の九の(7)のイ

四 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号) 第一号ハ

五 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号) 第一号ハ

六 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号) 第一号ハ

七 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号) 第一号ロ

八 厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号) 第一号イ、第十二号の二イの(一)、第十七号イ及び第二十号イ

九 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号) 第一号ロの表上欄(1)及び第三号ロの表上欄(1)

第二次に掲げる告示の規定中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改める。

一 児童福祉法に基づき指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号) 別表第1の1の注8、別表第2の6の注1、同6の注3の(1)及び別表第3の1の注8

二 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号) 別表第1の5の注3の(1)、別表第2の3の注1及び同3の注3の(1)

○特許庁告示第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十二日

特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第19号(2)	株式会社みらい知的財産技術研究所	東京都新宿区四谷本塩町4番41号 住友生命四谷ビル3F・6F・B2F
第20号(2)		東京都新宿区三栄町6番地 第一原嶋ビル3F
第35号(1)		
第43号(1)		
第49号		
第51号		

○国土交通省告示第八百四十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法第四十三条の十一第一項の規定により、平成二十九年九月一日付けをもって、名古屋港及び四日市港における埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法第四十三条の十一第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

一 港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ 商号

名古屋四日市国際港湾株式会社

口 本店の所在地

名古屋港区港町一番十一号

二 意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三 当該港湾運営会社の指定の理由

1 名古屋四日市国際港湾株式会社は、埠頭群の運営の事業の内容は、名古屋港港湾計画及び四日市港港湾計画に適合するものであると認められる。

2 1のほか、名古屋四日市国際港湾株式会社は、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3 名古屋四日市国際港湾株式会社は、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4 名古屋港埠頭株式会社が所有し、名古屋四日市国際港湾株式会社が借り受けて運営する埠頭と埠頭群とを一体的に運営することは、埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5 以上により、名古屋四日市国際港湾株式会社は港湾法第四十三条の十一第一項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を名古屋港及び四日市港における埠頭群を運営する者として指定する。

○国土交通省告示第八百五十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とそれぞれみなして適用する同法第四十三条の十九第二項の規定により、平成二十九年九月一日付けをもって、次の者の同法附則第三十一項の規定により特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定による港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群を運営する者としての指定を取り消したので、同法附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とそれぞれみなして適用する同法第四十三条の十九第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

一 商号

四日市港埠頭株式会社

二 本店の所在地

四日市市霞二丁目二十六番地二